

「過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案）」  
に対する意見募集の結果等について

令和6年8月2日  
厚生労働省労働基準局  
総務課

「過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案）」について、令和6年6月13日から同年7月12日まで御意見を募集したところ、計63件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は、適宜要約しております。また、異なる複数の内容を含む御意見については、当該御意見を内容に応じて整理したものもあり、別紙に掲載している御意見の数と集計上の御意見の件数は一致しません。

なお、今回の意見募集の対象となる事項についてのみ別紙に掲載しておりますが、取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考にさせていただきます。

また、大綱案は、よりわかりやすい表現とするなど技術的な修正や最新の統計データの反映を行い、別添「大綱（改定案）」のとおり修正を行いました。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

## 別紙

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	労働人口の減少に伴う高齢労働者の増加と、高齢労働者の労災の増加に対応した対策の強化。	大綱案第3-3(11)イ記載の取組を着実に推進することで、高年齢労働者が安心して安全に働くことができる職場環境づくりを進めてまいります。
2	産業保健スタッフの確保のための措置を行うべき	大綱案第3-4(1)記載の産業保健総合支援センターにおける相談体制を整備してまいります。
3	令和6年4月に上限規制が適用された業種や事業場外労働など、労働時間の実態を把握すべきとするもの(同旨意見6件)	大綱案第3-3(3)記載の調査を進めてまいります。
4	特定分野について調査・研究を行うべきとするもの(AI、新型コロナ、映像業界、自殺統計、夜勤、労働組合、短時間労働者、福祉・介護など)	御指摘の調査研究については、今後、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所において、大綱案第3-2(3)記載のとおり、社会情勢や雇用労働情勢等を踏まえた上で調査対象を適正に選定し、実態調査を行っていくことを考えています。いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。
5	これまでの調査・研究の成果を積極的に広報・啓発活用するなど、過労死予防に実効ある対策に活用すべき	大綱案第3-2(4)記載の取組を着実に進めることにより、積極的な広報・啓発を行ってまいります。
6	労災事案における職場復帰の状況調査を行うべき(同旨意見3件)	大綱案第3-3(11)、4(4)の取組を着実に推進することにより、職場復帰への支援を行ってまいります。
7	過労死の予防と同時に、職場復帰(社会復帰)の道筋を重視して取り組むべき	大綱案第3-3(11)、4(4)の取組を着実に推進することにより、職場復帰への支援を行ってまいります。
8	ジェンダーの視点を大綱に取り入れるべき	大綱案第3-3(3)記載のとおり、女性も含めてすべての労働者が働きやすい社会に変えていく必要があると考えております。いただいた御意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
9	勤務間インターバル制を法律で義務化すべき(	勤務間インターバル制度については、長時間

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
	同旨意見10件)	労働の是正を図るための有効な手段と考えており、まずは各企業における労使の話し合いの中で、同制度の趣旨に沿った形での運用を図っていただくことが大切であると考えています。厚生労働省としては、大綱案に記載している各種取組を着実に推進していくことにより、引き続き、制度の導入促進に努めてまいります。
10	ハラスメントについて、ILO190号条約批准や法整備など対策を強化すべき（同旨意見10件）	大綱案第3 1（4）記載の取組を着実に推進することにより、職場におけるハラスメントのない社会の実現に取り組んでまいります。
11	地方公務員のハラスメントに対する相談体制を整備・拡張すべき	大綱案第3 4（4）記載の取組を着実に推進することにより、相談体制の整備等を行ってまいります。
12	今後も新たな感染症の感染拡大発生が懸念されるため、少なくとも「感染症の拡大等」との文言を残すべき	大綱案は、原案のとおりとさせていただきますが、大綱案第3 3（1 2）記載の「非常事態」には感染症の拡大等も含まれます。公務員については、非常事態への対応等により一時的に長時間勤務が必要となる場合があることも踏まえ、対策に取り組んでまいります。
13	国や地方公共団体こそが、過労死等の撲滅のため、長時間労働の解消を率先して実現すべき	大綱案第3 3（1 2）記載の取組を着実に推進することにより、公務員の働き方の改善を進めてまいります。
14	この改定案を出しておきながら公務員が旧態然とした働き方をしていると言うのが説得力が本当にないです。公務員から行動してほしいです。	大綱案第3 1（2）及び3（1 2）記載の取組を着実に推進することにより、公務員の働き方の改善を進めてまいります。
15	教職員の長時間労働の解消は、教職員の増員、一人当たりの持ち授業時間数の削減、教育予算の増額しかない。総務省として文科省をはじめ、関係省庁に働きかけて抜本的な改善を要請することを求める。このままでは学校教育が持ちこたえなくなり、教育の質の大幅な低下を招く恐れがあり、緊急性をもって取り組んでいただきたい。（同旨意見5件）	大綱案第3 1（2）及び3（1 0）イ記載の取組を着実に推進することにより、教員の働き方の改善を進めてまいります。
16	ハラスメントについては、校長などの管理職の教育研修をもっと強化すべき	大綱案第3 3（1 0）イに係る取組として、研修等を推進してまいります。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
17	これでは今までの延長戦で周知が全然不足していて、例えばACジャパンを活用してメディアで宣伝しないと周知には至らないと思うので再考願う。	いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきますと考えております。
18	労働基準法に規定されている「労働者」だけではなく、「すべての働く人」に対して実現されなければならないことを明確に述べるべき	大綱案第2-1に、調査研究等において、労働者のみならずフリーランスを含む自営業者や法人の役員も対象としていることを記載しています。
19	従業員／労働者側にも併せて過労死の研修、教育を行うべき	大綱案第4-2(1)に、管理職等の上司はもとより、若年労働者自身に対する労働関係法令に関する研修等を通じて、過労死等の未然防止に努める旨記載しています。
20	若年労働者に対する保護措置を盛り込むこと	大綱案第3-3(11)アに、若年労働者への取組について記載しています。
21	より実践的な数値目標を定めるべき	設定した目標にかかる現状及び過労死等防止対策推進協議会委員のご議論の結果を踏まえ、今般の目標を設定したため、目標は、原案どおりとさせていただきます。
22	新たな数値目標を設定すべきとするもの(国・地方公共団体の勤務間インターバル制導入割合、過労死等防止啓発シンポジウムへの参加企業割合)	設定した目標にかかる現状及び過労死等防止対策推進協議会委員のご議論の結果を踏まえ、今般の目標を設定したため、目標は、原案どおりとさせていただきます。
23	<p>① 9ページの最下行の2行上「大綱が策定されてから」は「大綱を策定してから」のほうがよい。9ページの7行の例と同様に。</p> <p>② 40ページの8行「前大綱」とは何を指しているのか？</p> <p>③ 1ページの最下行の5行上「過労死等防止対策推進法(以下「法」という。)が、平成26年6月に全会一致で可決」は「過労死等防止対策推進法(以下「法」という。)案が、平成26年6月に全会一致で可決」のほうがよい。</p> <p>④ 1ページの15行「1980年」は「昭和55年」のほうがよい。同4行の例と同様に和暦で。</p>	<p>① 原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>② 令和3年に閣議決定された大綱のことを指しています。</p> <p>③ 原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>④ 原案のとおりとさせていただきます。</p>
24	「実効ある防止対策の推進」を明記し対策を進めることが求められる。	労働行政機関等における対策は大綱案第3の1に記載するなど、それぞれ記載を盛り込

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
		<p>んでおりますので、原案のとおりとさせていただきます。大綱案に盛り込んだ取組等を着実に推進してまいりたいと考えております。</p>
25	<p>アンケート調査などは継続的な調査を行い、経年比較するべき</p>	<p>大綱案第2-1に記載のとおり、アンケート調査結果を経年比較できるよう、主要な項目については繰り返し調査を行い、その結果を分析することが必要であると承知しております。</p>
26	<p>カスタマーハラスメントについて実態調査・分析を行い、法整備を含めた対策を検討するべき(同旨意見4件)</p>	<p>大綱案第2-1、第3-2(3)に、カスタマーハラスメントを含む顧客と労働者間の関係、カスタマーハラスメントによる心理的負荷に関する調査を行う旨が記載されております。</p>
27	<p>本案は法律に基づく命令ではないと思われる(形式が閣議決定であるから)ところ、法律に基づく命令以外に係る意見募集については、行政手続法上の根拠条文も合わせて示さなければならず、法定意見募集手続の要件を満たさない。</p>	<p>本意見募集は行政手続法に基づかない任意のものであるため、掲載画面中「行政手続法に基づく手続」としていた記載は「任意の意見募集」と改めております。ご指摘ありがとうございました。</p>
28	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官庁、関係行政機関の予算と人員の拡張を求めるもの</li> <li>・第三者機関が地方公務員に対する労働基準監督権限を行使できるように制度改正すること</li> <li>・法改正による厳罰化、法定労働時間の短縮等を求めるもの</li> <li>・労働基準法33条の厳格な運用を求めるもの</li> <li>・教員への労基法37条適用除外をやめるべき、給特法を改正すべきとするもの</li> <li>・学校教育にワークルールや自殺予防を追加すべきとするもの</li> <li>・IT推進を求めるもの</li> <li>・AI推進に反対するもの</li> <li>・人手不足の状況で、働きたい人を止めることはやめるべきとするもの</li> <li>・家事や育児を原因とする過労死が、「過労死」と位置付けられないのは問題であるとするもの</li> </ul>	<p>頂いた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきますと考えております。</p>

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定分野に係る格別の対策を求めるもの</li> <li>・ 医師不足に対応するため「准医師」(仮)制度の新設が相当であるとするもの。</li> </ul> 等42件	